

平成 27 年 9 月 8 日

○
第 4 回廿日市市議会議案
(第 3 回定例会)

○
廿 日 市 市



第4回廿日市市議会議案目次

報告第12号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法	1
	人の経営状況説明書について	
報告第13号	専決処分事項の報告について	3
議案第71号	廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例	5
議案第72号	廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例	13
議案第73号	職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第74号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	23
議案第75号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	47
議案第76号	廿日市市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例	51
議案第80号	工事請負契約の締結について	55
議案第81号	工事委託契約の締結について	57
議案第82号	訴えの提起について	59
議案第83号	訴えの提起について	61
質問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	63



報告第12号

市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

○ 平成27年9月8日

廿日市市長 真野勝弘



報告第 13 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 8 日

○ 廿日市市長 真野勝弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 59,206 円

2 専決処分年月日 平成 27 年 8 月 19 日

(参考事項)

平成27年6月12日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 71 号

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例案を次のように提出する。

平成 27 年 9 月 8 日

○ 廿日市市長 真野勝弘

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

(保存計画)

第3条 廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条の規定により保存地区に係る都市計画の決定があったときは、第10条に規定する審議会の意見を聴いて当該保存地区的保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めるものとする。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の決定に関する事項
- (3) 保存地区内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）及び環境物件の保存整備計画に関する事項
- (4) 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。
(現状変更行為の規制)

第4条 保存地区内において次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て又は干拓

2 前項の規定にかかわらず、法第125条第1項ただし書に規定する行為の場合は、同項の規定による許可を受けることを要しない。

3 市長及び教育委員会は、第1項の許可をする場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準（市長にあっては、第8号に掲げる基準）に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統

的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。○
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ市長及び教育委員会に協議しなければならない。

(許可の取消し等)

第7条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区的保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定に

よってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者

○ 2 市長及び教育委員会は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ第10条に規定する審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

（助言等）

第8条 市長及び教育委員会は、保存地区の保存のために必要があると認めるときは、保存地区内において第4条第1項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

○ （経費の補助等）

第9条 市は、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し予算の範囲内においてその経費の一部を補助することができる。

（審議会の設置等）

第10条 教育委員会に廿日市市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）を置く。

○ 2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び

教育委員会に建議する。

3 審議会の委員の定数は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係地域を代表する者
- (4) その他必要と認められる者

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者（同条第2項又は第6条の規定により許可を受けることを要しないとされた者を除く。）
- (2) 第7条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行する。ただし、第10条の規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市における歴史的まちなみを保存、復元及び継承することを目的として文化財保護法に規定する伝統的建造物群保存地区を定めることに伴い、必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

○

○



議案第 72 号

廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 9 月 8 日

廿日市市長 真野勝弘

廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 廿日市市個人情報保護条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第11条の3」に改める。

第2条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

5 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第7条第3項第4号中「個人」を「人」に改める。

第11条の見出しを削り、同条の前に見出として「（利用及び提供の制限）」を付し、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第4号中「個人」を「人」に改める。

第2章中第11条の次に次の2条を加える。

第11条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要

がある場合に保有特定個人情報を利用する場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を利用するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することができないようしなければならない。

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第12条第2項を次のように改める。

(○) 2 開示請求は、保有特定個人情報を除く保有個人情報については未成年者又は成年被後見人の法定代理人が、保有特定個人情報については未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が、本人に代わってすることができる。

第13条第2項中「又はその法定代理人であること」を「であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人であること）」に改める。

(○) 第13条の2第2号中「未成年者又は」を「未成年者若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加える。

第17条第1項中「又はその法定代理人であること」を「であること（第12条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人であること）」に改める。

第24条の4第1項中「ときは、」の次に「当該保有個人情報を保有する」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第7条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき。

イ 第11条第1項及び第2項又は第11条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。

第24条の4第1項第2号中「第2項」の次に「又は第11条の3」を加える。

第36条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 実施機関の諮問に応じ、番号法第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について調査審議し、意見を述べること。

(2) 特定個人情報ファイルの取扱いに関する重要事項について調査審議し、意見を述べること。

第38条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、特定保有個人情報の開示に関する手続については、この限りでない。

第2条 廿日市市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第11条の2第1項ただし書中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第15条第1項及び第24条の2第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第24条の3中「基づく保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第24条の4第1項中「本人とする保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

○ 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第1条中第36条の改正規定は公布の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、及び特定個人情報の開示、訂正等を実施するために必要な規定を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 73 号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 9 月 8 日

廿日市市長 真野 勝 弘

(○)

(○)

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(○)

(○)



議案第74号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年9月8日

廿日市市長 真野 勝 弘

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項の規定による分割納付又は分割納入は、同条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予に係る金額を各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割して納付し、又は納入する方法により行うものとする。

2 法第15条第5項の規定による分割納付又は分割納入は、同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予に係る金額を各月ごとに分割して納付し、又は納入する方法により行うものとする。

3 市長は、第1項又は前項に規定する方法により当該徴収の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入させるときは、分割して納付させる場合については各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を、分割して納入させる場合については各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

4 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

5 市長は、第3項の規定により各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その

旨、当該各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予を受けた者又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

6 市長は、第4項の規定により各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限及び納付期限ごとの納付金額又は各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(○) (徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか
(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超えるかつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書

類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項の規定による分割納付又は分割納入は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（同項に規定する申請による換価の猶予を除く。以下この条において「職権による換価の猶予」という。）をする期間内において、当該職権による換価の猶予に係る金額（令第6条の9の3第1項に定める額を限度とする。次項において同じ。）を各月ごとに分割して納付し、又は納入する方法により行うものとする。

○ 2 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第5項の規定による分割納付又は分割納入は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長をする期間内において、当該職権による換価の猶予に係る金額を各月ごとに分割して納付し、又は納入する方法により行うものとする。

3 第8条第3項から第6項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項の規定による分割納付又は分割納入は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この条において「申請による換価の猶予」という。）をする期間内において、当該申請による換価の猶予に係る金額（令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項に定める額を限度とする。）を各月ごとに分割して納付し、又は納入する方法により

行うものとする。

3 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第5項の規定による分割納付又は分割納入は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長をする期間内において、当該申請による換価の猶予に係る金額を各月ごとに分割して納付し、又は納入する方法により行うものとする。

4 第8条第3項から第6項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。○

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額

6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。○

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第5項第3号に掲げる事項

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第33条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

○ 第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

○ (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この節において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者

にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項第1号、第71条の2第3項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項中「前7日」を削り、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「前7日」を削る。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

○ 附則第10条の3第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

○ (1) 第33条第2項にただし書を加える改正規定、第36条の2第8項及び第36条の3第4項の改正規定、第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に1号を加える改正規定並びに第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第71条の2第3項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並び

に附則第3条第2項から第4項まで、第4条第1項、第5条、第7条及び第8条の規定 平成28年1月1日

- (2) 第8条から第18条まで並びに第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第1項及び第6条の規定 平成28年4月1日
(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）

第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条及び第6条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条及び第6条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（同項に規定する申請による換価の猶予を除く。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第23条第2項の規定は、第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

○ 3 新条例第36条の2第8項の規定は、第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の廿日市市税条例（以下「旧税条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

4 新条例第51条第2項第1号の規定は、第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

○ 第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第71条の2第3項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項及び第71条の2第3項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項及び第71条の2第3項に規定す

る申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される平成27年改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2第1項に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本
につき 2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本
につき 3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本
につき 4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4

項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この条において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に28年旧法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年旧法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正

法」という。) 附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号。第8項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条各号列記以外の部分	第98条第1項若しくは第2項	廿日市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成2
---------------	----------------	---

		7年改正条例」という。)附則第6条第6項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第5項の申告書で同条第6項に規定する納期限
第98条第4項	法第475条第2項	地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下この条において「平成27年改正法」という。)附則第20条第7項の規定により読み替えて適用する法第475条第2項
	修正申告書は施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければ	修正申告書には平成27年改正法附則第20条第4項各号に掲げる事項を記載しなければ
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附

		則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年新法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在す

る当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項 から	第9項 、第5項及び
第7項の表第19条各号列記以外の部分の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第5項 同条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第5項 同条第10項において準用する同条第6項

第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第7項	附則第20条第10項において読み替えて準用する同条第7項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条各号列記以外の部分の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
	同条第6項	同条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第7項	附則第20条第12項において読み替えて準用する同条第7項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第

		6 項
第 7 項の表第 100 条 の 2 の 項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 12 項に おいて準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条 第 2 項の 項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項に おいて準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 11 項

13 平成 31 年 4 月 1 日前に 28 年新法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 13 項
-------	----	--------

	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条各号列記以外の部分の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
	同条第6項	同条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第7項	附則第20条第14項において読み替えて準用する同条第7項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条	附則第6条第6項	附則第6条第14項に

第2項の項		において準用する同条第 6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第8条 新条例第149条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、市民税等に関する規定を
改正するため、この条例案を提出するものである。





議案第 75 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 9 月 8 日

○ 廿日市市長 真野勝弘

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件	500円	1申請をもって1件とする。
-------------------	----	------	---------------

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件	500円	1申請をもって1件とする。
通知カードの再交付 (通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他再交付することについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を除く。)	1件	500円	1申請をもって1件とする。

改める。

第2条 廿日市市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1号中

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件	500円	1申請をもって1件とする。
通知カードの再交付 (通知カードの追記欄の余白がなくなったときそ	1件	500円	1申請をもって1件とする。

の他再交付することについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を除く。)			
--	--	--	--

通知カードの再交付 (通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他再交付することについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を除く。)	1 件	5 0 0 円	1 申請をもって 1 件とする。
個人番号カードの再交付 (個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他再交付することについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を除く。)	1 件	8 0 0 円	1 申請をもって 1 件とする。

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料の額について定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において住民基本台帳法の一部が改正されたことにより住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料の額に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 76 号

廿日市市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 9 月 8 日

○
廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(廿日市市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正) ○

第2条 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を次のように改める。

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の廿日市市国民健康保険税条例第21条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する申請書について適用する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。





議案第80号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

○ 平成27年9月8日提出

廿日市市長 真野勝弘

- 1 工事名 本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事
- 2 工事場所 廿日市市下平良一丁目11番1号
- 3 請負金額 232,200,000円
- 4 請負者 大竹市立戸四丁目1番47号

株式会社 三洋技建

○ 代表取締役 谷岡茂

(提案理由)

本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 81 号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり廿日市市公共下水道根幹的施設建設工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

○ 平成27年9月8日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 廿日市市公共下水道根幹的施設建設工事
- 2 工事場所 廿日市市串戸一丁目20番1号
- 3 委託金額 209,460,000円
- 4 受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団

理事長 谷戸善彦

(提案理由)

廿日市市公共下水道根幹的施設建設工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第82号

訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり訴えを提起することについて、市議会の議決を求める。

平成27年9月8日提出

廿日市市長 眞野勝弘

○ 1 相手方

2 訴えの趣旨

次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 及び附属物置の明渡し
- (2) 滞納家賃、延滞金及び明渡しの請求の日の翌日から明渡しを行う日までの損害賠償金の支払
- (3) 訴訟費用の相手方負担

○ 3 管轄裁判所

広島地方裁判所

(提案理由)

市は、に対し、市営住宅の滞納家賃及び延滞金の支払を再三にわたり催告するなどしているが、同人がこれに応じないので、裁判によつて解決を図るため、同人に対する市営住宅の明渡しの請求等に関する訴えを広島地方裁判所に提起することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第83号

訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり訴えを提起することについて、市議会の議決を求める。

平成27年9月8日提出

廿日市市長 眞野勝弘

○ 1 相手方

2 訴えの趣旨

次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 及び附属物置の明渡し
- (2) 滞納家賃、延滞金及び明渡しの請求の日の翌日から明渡しを行う日までの損害賠償金の支払
- (3) 訴訟費用の相手方負担

○ 3 管轄裁判所

広島地方裁判所

(提案理由)

市は、○に対し、市営住宅の滞納家賃及び延滞金の支払を再三にわたり催告するなどしているが、同人がこれに応じないので、裁判によって解決を図るため、同人に対する市営住宅の明渡しの請求等に関する訴えを広島地方裁判所に提起することについて、市議会の議決を求めるものである。

○

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成27年9月8日提出

廿日市市長 真野勝弘

氏名 梅本光子

氏名 西田弘展

(提案理由)

人権擁護委員藤咲俊昭及び星野弥生の任期が、平成27年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。



